

随意契約結果一覧表（令和5年4月～令和5年9月契約分）

契約担当課・連絡先	市民文化スポーツ局戸籍住民課	093-582-2107
-----------	----------------	--------------

件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
令和5年度おくやみに関する案内業務委託	株式会社エイジェック 北九州オフィス	7,159,900	令和5年4月1日	市民課及び保健福祉課におけるフロアマネジメント業務もプロポーザル方式により当該業者に委託しており、「おくやみコーナー」との一体的な履行により経費の削減や円滑な業務実施が見込め、効果的かつ効率的な委託が可能となるため。	自治法 施行令 第6号	非公表 (特命随意契約 で、継続性があ る)	
令和5年度マイナンバーカードサテライトコーナー案内業務委託	株式会社エイジェック 北九州オフィス	16,032,254	令和5年4月1日	各区市民課におけるマイナンバーカードに関する業務を当該業者に委託しているため、一体的な履行が可能となり、経費の削減、円滑な業務実施が見込まれ、本市にとって有利であると認められるため。なお、個人番号カード関連事務は、業務委託が認められているが、特定個人情報であるため取り扱い事業者をいわずに増やすことは個人情報保護の関係からリスクがあることから、当該業者以外では本業務を履行できないため。	自治法 施行令 第6号	非公表 (特命随意契約 で、継続性があ る)	
各区役所市民課等におけるキャッシュレス決済保守業務	九州カード株式会社	2,534,400	令和5年4月1日	区役所市民課及び各市税事務所における業務の効率化や行政のデジタル化を図るキャッシュレス決済の導入にあたり、令和4年7月15日(金)に公募型プロポーザル方式による審査委員会で審査した結果、最も評価の高かった当該業者を受託候補者として特定・契約を行った(令和5年3月1日より運用開始)。 業者特定後、導入したキャッシュレス決済に係る機器の機能や運用サポート体制等については、本市独自の仕様となっているため、当該業者以外で保守の履行は不可能であることから、特命随意契約を締結した。	自治法 施行令 第2号	非公表 (特命随意契約 で、継続性があ る)	

随意契約結果一覧表（令和5年4月～令和5年9月契約分）

契約担当課・連絡先	市民文化スポーツ局戸籍住民課	093-582-2107
-----------	----------------	--------------

件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
令和5年度システム基盤追加整備に伴う戸籍総合システム及び戸籍コンビニ交付システムの更改・切替業務委託	富士フィルムシステムサービス株式会社	26,664,000	令和5年4月1日	当該業務は、デジタル市役所推進課において構築中の「システム基盤追加整備」に伴うシステム対応のうち、戸籍総合システム及び戸籍コンビニ交付システムにおいて、システムの更改・切替業務等を実施するものである。 「戸籍システム」及び「戸籍コンビニ交付システム」は、富士フィルムシステムサービスが独自に開発・運用しているシステムであり、機器、設備に関する技術内容を公開していない。 したがって、上記システムの保守・運用を受託している同社以外、業務の履行ができない。	自治法施行令第2号	28,547,200	
市民課関連業務委託	株式会社エイジェック北九州オフィス	867,900,000	令和5年6月30日	「住民異動届等入力・窓口案内業務」「マイナンバーカード交付関連業務」を一括委託していた「市民課関連業務委託」が契約満了を迎えるにあたり、上記の業務に「おくやみコーナー運営業務」を加えた新たな「市民課関連業務委託」を業者に委託することとした。 令和5年5月12日（金）に公募型プロポーザル方式による審査委員会で審査した結果、最も評価の高かった当該業者を受託候補者として特定を行った。 業者特定後、当該業務に係る必要な内容について協議を行った結果、契約相手方として選定・契約を締結することとした。	自治法施行令第2号	873,211,000	
令和5年度マイナンバーカードサテライトコーナー案内業務委託	株式会社エイジェック北九州オフィス	33,096,800	令和5年7月1日	各区市民課におけるマイナンバーカードに関する業務を当該業者に委託しているため、一体的な履行が可能となり、経費の削減、円滑な業務実施が見込まれ、本市にとって有利であると認められるため。なお、個人番号カード関連事務は、業務委託が認められているが、特定個人情報であるため取り扱い事業者をいわずに増やすことは個人情報保護の関係からリスクがあることから、当該業者以外では本業務を履行できないため。	自治法施行令第6号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年4月～令和5年9月契約分）

契約担当課・連絡先		市民文化スポーツ局文化企画課		093-582-2391				
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考	
令和5年度北九州文学サロン運営業務	京町銀天街協同組合	1,475,250	令和5年4月1日	当施設の運営業務は、京町銀天街が独自に取り組んできた事業と関連が深く、本業務の委託により住民主体のコミュニティ活動を促進し、街のにぎわいづくりと文化情報の発信の相乗効果により、文化振興をさらに高めることができるため。	自治法 施行令 第2号	非公表 (特命随意契約 で、継続性があ る)		
埋蔵文化財発掘調査等業務 (発掘調査管理業務)	公益財団法人北九州市芸術 文化振興財団 理事長 久 保山 雅彦	5,085,000	令和5年4月1日	文化庁の通知及び「九州地区埋蔵文化財発掘調査基準」は実施主体について「原則として自治体またはその設立に係る発掘調査機関が実施する」と規定されているが、本市での発掘調査が困難な場合の委託先として、調査体制が整い正確な発掘調査が可能な市内業者および準市内業者で、本市登録業者は公益財団法人北九州市芸術文化振興財団のみであるため、特命随意契約としたもの。	自治法 施行令 第2号	5,085,000		
令和5年度ふれあいコンサート開催業務	ふれあいコンサート実行委 員会	1,100,000	令和5年6月8日	受託者は市内のプロの音楽家で構成された団体であり、本事業の実施に向けて市が関与し、設立された団体であるため。	自治法 施行令 第2号	非公表 (特命随意契約 で、継続性があ る)		

随意契約結果一覧表（令和5年4月～令和5年9月契約分）

契約担当課・連絡先		市民文化スポーツ局文化企画課		093-582-2391			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
子ども文化ふれあいフェスタ業務	株式会社ケイミックスパブリックビジネス	2,699,340	令和5年6月10日	ホールを管理・運営している下記業者へ委託することで、施設管理者との調整業務が不要となり、効率的かつ円滑な業務の実施が可能になるほか、人件費や調整にかかる経費等の委託費用の削減に繋がる。	自治法 施行令 第6号	非公表 (特命随意契約 で、継続性があ る)	
令和5年度北九州文学サロン運営業務	京町銀天街協同組合	4,425,750	令和5年7月1日	当施設の運営業務は、京町銀天街が独自に取り組んできた事業と関連が深く、本業務の委託により住民主体のコミュニティ活動を促進し、街のにぎわいづくりと文化情報の発信の相乗効果により、文化振興をさらに高めることができるため。	自治法 施行令 第2号	非公表 (特命随意契約 で、継続性があ る)	
松永文庫資料展示運営等業務(7月～3月)	門司港共創プロジェクトチーム共同事業体	9,005,801	令和5年7月1日	門司港共創プロジェクトチーム共同事業体は、松永文庫の資料展示を行っている旧大連航路上屋の指定管理者であり、館内における資料展示については、最も状況を良く把握でき、効率的・効果的に実施できる立場にある。 旧大連航路上屋のイベントと松永文庫の企画展等と連携させる等、同上屋と一体的な取組みが行え、効率的であるとともに、松永文庫の効果的なPRにも有用である。 これらのことから、旧大連航路上屋の指定管理者である門司港共創プロジェクトチーム共同事業体に業務を委託するもの。	自治法 施行令 第6号	9,005,801	

随意契約結果一覧表（令和5年4月～令和5年9月契約分）

契約担当課・連絡先		市民文化スポーツ局文化企画課		093-582-2391				
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考	
埋蔵文化財発掘調査等業務【7～3月分】 (発掘調査管理業務)	公益財団法人北九州市芸術文化振興財団 理事長 久保山 雅彦	16,868,000	令和5年7月1日	文化庁の通知及び「九州地区埋蔵文化財発掘調査基準」は実施主体について「原則として自治体またはその設立に係る発掘調査機関が実施する」と規定されているが、本市での発掘調査が困難な場合の委託先として、調査体制が整い正確な発掘調査が可能な市内業者および準市内業者で、本市登録業者は公益財団法人北九州市芸術文化振興財団のみであるため、特命随意契約としたもの。	自治法 施行令 第2号	16,868,000		
タイ映画・テレビドラマ作品誘致支援・補助業務	EMU CO.,LTD.	2,500,000	令和5年7月3日	タイの映像作品を誘致するためには、本市のロケーション・魅力を熟知したうえで、同国での情報収集及び同国エンターテインメント業界のキーマンとの交渉が必要である。「EMU CO LAB CO.,LTD.」は、本市・同国間の事業経験が豊富であり、本市のロケーションや風土、近年の状況等を熟知している。更に、同国のエンターテインメント業界と太い人脈を有しているため、本市がキーマンと直接交渉を行うことが可能となる。上記の理由から、本業務を現地において効果的・効率的に行えるのは同社以外にない。	自治法 施行令 第2号	2,632,000		
令和5年度 旦過地区土地区画整理事業に伴う埋蔵文化財発掘調査等業務	公益財団法人北九州市芸術文化振興財団 理事長 久保山雅彦	43,615,000	令和5年7月3日	文化庁の通知及び「九州地区埋蔵文化財発掘調査基準」は実施主体について「原則として自治体またはその設立に係る発掘調査機関が実施する」と規定されているが、本市での発掘調査が困難な場合の委託先として、調査体制が整い正確な発掘調査が可能な市内業者および準市内業者で、本市登録業者は公益財団法人北九州市芸術文化振興財団のみであるため、特命随意契約としたもの。	自治法 施行令 第2号	43,615,000		

随意契約結果一覧表（令和5年4月～令和5年9月契約分）

契約担当課・連絡先		市民文化スポーツ局文化企画課		093-582-2391				
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考	
門司港地域複合公共施設建設事業に伴う埋蔵文化財発掘調査業務	公益財団法人北九州市芸術文化振興財団 理事長 久保山雅彦	28,561,000	令和5年7月3日	文化庁の通知及び「九州地区埋蔵文化財発掘調査基準」は実施主体について「原則として自治体またはその設立に係る発掘調査機関が実施する」と規定されているが、本市での発掘調査が困難な場合の委託先として、調査体制が整い正確な発掘調査が可能な市内業者および準市内業者で、本市登録業者は公益財団法人北九州市芸術文化振興財団のみであるため、特命随意契約としたもの。	自治法施行令第2号	28,561,000		
令和5年度 中貫貫弥生が丘1号線道路改築事業に伴う埋蔵文化財発掘調査等業務	公益財団法人北九州市芸術文化振興財団 理事長 久保山雅彦	16,245,000	令和5年7月3日	文化庁の通知及び「九州地区埋蔵文化財発掘調査基準」は実施主体について「原則として自治体またはその設立に係る発掘調査機関が実施する」と規定されているが、本市での発掘調査が困難な場合の委託先として、調査体制が整い正確な発掘調査が可能な市内業者および準市内業者で、本市登録業者は公益財団法人北九州市芸術文化振興財団のみであるため、特命随意契約としたもの。	自治法施行令第2号	16,245,000		
折尾土地区画整理事業(東側地区)に伴う埋蔵文化財整理業務	公益財団法人北九州市芸術文化振興財団 理事長 久保山雅彦	4,253,000	令和5年7月3日	文化庁の通知及び「九州地区埋蔵文化財発掘調査基準」は実施主体について「原則として自治体またはその設立に係る発掘調査機関が実施する」と規定されているが、本市での発掘調査が困難な場合の委託先として、調査体制が整い正確な発掘調査が可能な市内業者および準市内業者で、本市登録業者は公益財団法人北九州市芸術文化振興財団のみであるため、特命随意契約としたもの。	自治法施行令第2号	4,253,000		

随意契約結果一覧表（令和5年4月～令和5年9月契約分）

契約担当課・連絡先		市民文化スポーツ局文化企画課		093-582-2391				
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考	
令和5年度放課後児童クラブ訪問コンサート実施業務委託	ふれあいコンサート実行委員会	2,100,000	令和5年7月14日	受託者は市内のプロの音楽家で構成された団体であり、本事業の実施に向けて市が関与し、設立された団体であるため。	自治法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)		
小学校漫画アウトリーチ事業業務委託	株式会社COLT	1,056,000	令和5年9月1日	小学生漫画アウトリーチ事業は、主に北九州市内で活躍しているプロの漫画家を北九州市立小学校に派遣し、北九州市の漫画文化の歴史や、漫画を描く楽しみ、漫画を通じた表現方法を伝えるものである。 本事業の効果を最大限高めるには、多くの学校で本事業の実施を検討し、また、事業実施が決定した学校の要望を可能な限り聞き出したうえでそれぞれの要望に沿った対応ができる講師を派遣することが重要となる。また、これらの条件を達成するために委託先業者には（1）多くの漫画家とコネクションを有している、（2）彼らとともに事業実施校の要望に対し、柔軟に対応できる体制が整っている、ことが求められる。 株式会社COLTは市内唯一の漫画プロダクションとして漫画家等のクリエイター向けのシェアオフィスTOKIWA 創を同社内に設置しており、また、漫画家等のクリエイター、漫画に関係する豊富な人的ネットワークを有している。以上から、株式会社COLTは本事業を受託できる唯一の事業者であるといえるため、同社と特命随意契約を締結するものである。	自治法施行令第2号	1,076,625		

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年4月～令和5年9月契約分）

契約担当課・連絡先	市民文化スポーツ局スポーツ振興課	093-582-2395
-----------	------------------	--------------

件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
キッズスポーツふれあい事業業務委託	株式会社ギラヴァンツ北九州	3,888,500	令和5年7月3日	今回、契約を締結した相手方は、プロサッカーJリーグに所属するトップチーム「ギラヴァンツ北九州」を運営しており、（公財）日本サッカー協会公認のS級ライセンスをはじめ、キッズリーダー及びキッズリーダーインストラクターの資格を持つ指導者を多く抱え、フィジカル・メディカルにおける専門的知識を持つ指導者も有している。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性があ る）	
SDGsサッカークリニック開催業務委託	株式会社ギラヴァンツ北九州	3,623,400	令和5年8月14日	今回、契約を締結した株式会社ギラヴァンツ北九州は、プロサッカーJリーグに所属するトップチーム「ギラヴァンツ北九州」を運営しており、子ども達が憧れるプロサッカー選手をはじめ、（公財）日本サッカー協会公認の各種ライセンスを保有する指導者等を抱え、フィジカル・メディカルの専門的知識を持つ指導者も有している。 そのため、本事業を円滑に遂行できる者は、株式会社ギラヴァンツ北九州以外にいないことから、特命随意契約とするもの。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性があ る）	
浅生スポーツセンター仮幼児用プール設置・運営業務委託	戸畑スポーツコミュニティ共同事業体 代表企業 株式会社オリエンタルコンサルタンツ 北九州事務所 所長 重中 一人	1,485,000	令和5年7月19日	本委託業務は、浅生スポーツセンターの屋外に仮設幼児用プールを設置し、そのプールの維持管理業務を行うことを目的とするものである。運営期間終了後は、撤去まで行う。 浅生スポーツセンターは、令和2年4月から令和7年3月までの5年間、指定管理施設として運営しており、指定管理者は本施設の維持管理業務、保守点検業務、利用予約受付、利用調整業務等を行う。 そのため、新たに設置する仮設幼児用プールについても、現在の指定管理業務と一連のものであり、他の業者が業務を行った場合、事故などの際の責任区分が不明確となり、業務の履行を達成できない。以上のことから、本業務は指定管理業務と密接な関係があり、本業務について競争入札を行うことは、管理・運営に重大な支障が生じるため。	自治法 施行令 第6号	非公表 （特命随意契約 で、継続性があ る）	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年4月～令和5年9月契約分）

契約担当課・連絡先		市民文化スポーツ局 安全・安心推進課		093-582-2911			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
北九州交通公園管理業務	特定非営利活動法人 I-D O	2,155,824	令和5年4月1日	園内の交通安全センター等の市有施設の管理をはじめ、交通安全教育や交通安全イベント運営、広報宣伝等を指定管理者（特定非営利活動法人 I-D O）に委託しており、当該指定管理者が園内で安全に業務を遂行する上では、交通安全センター以外の公園施設についても、日々の点検、清掃、保守が適切に行われ、同じ水準で、安全性が保たれる必要がある。 そこで、公園全体を同一事業者で一体管理するため、管理業務を当該指定管理者に特命で委託している。	自治法 施行令 第2号	非公表 (特命随意契約 で、継続性があ る)	
令和5年度安全セミナー業務委託	特定非営利活動法人 日本 ガーディアン・エンジェル ス	単価66,550円/ 回	令和5年5月1日	特定非営利活動法人日本ガーディアン・エンジェルスは、治安改善を目的に本市が誘致し、平成17年1月に北九州市部が開設した。その後約18年間にわたり本市で防犯活動を継続しており、性犯罪被害者のケアや実態に精通するなど、市内での実績も有する。これらの知識や経験を、防犯セミナーを通じて地元住民や大学生などへ伝えることは、地域コミュニティにおける防犯力の向上において、極めて重要である。 当該契約について、令和5年3月15日から同30日まで、本契約に関する「参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示」を実施したところ、他に参加意思確認書を提出するものがいなかった。 そのため、当該法人へ委託することが望ましい業務であると判断し、当該法人と特命随意契約を締結するもの。	自治法 施行令 第2号	非公表 (特命随意契約 で、継続性があ る)	単価契約予定総額 1,996,500円

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年4月～令和5年9月契約分）

契約担当課・連絡先	市民文化スポーツ局消費生活センター	093-871-0428
-----------	-------------------	--------------

件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
令和5年度「守れ!若者消費者メディアミックス戦略」運営補助業務委託	株式会社ノードキャスト	1,386,000	令和5年7月1日	本業務を実施するにあたり、より効果が得られるためには学生や消費者教育専門の大学教授などとのコラボレーションが必要である。委託業者はすでに大学や学生とデジタルコンテンツを用いた消費者教育に関する勉強会や啓発に取り組んでおり、市内において他にそうしたリソースを持つ企業がないため。	自治法 施行令 第2号	非公表 (特命随意契約 で、継続性があ る)	
令和5年度北九州市立消費生活センター維持管理業務委託	社会福祉法人北九州市社会福祉協議会 日本管財株式会社	2,715,109	令和5年7月1日	複合施設「ウエルとばた」の主要な施設である「北九州市立福祉会館」「戸畑市民会館」の維持管理は、北九州市社会福祉協議会が指定管理者として実施している。 また、「ウエルとばた」の警備は、北九州市社会福祉協議会から日本管財株式会社へ委託されており、一元管理されている。 よって、「ウエルとばた」に入居している当センターの維持管理業務についても、一体的に委託することが効率的であるため。	自治法 施行令 第2号	非公表 (特命随意契約 で、継続性があ る)	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

- 自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
- 特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年4月～令和5年9月契約分）

契約担当課・連絡先	市民文化スポーツ局美術館普及課	093-882-7777
-----------	-----------------	--------------

件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
吸収式冷温水機保守点検業務	パナソニック産機システムズ株式会社九州支店	975,700	令和5年4月1日	契約相手方が製造した吸収冷温水機の保守点検業務であり、製造メーカーが保有する排他的権利を有している部品、構造が多く使われており、不具合の発生予兆や調整作業についてはメーカーのみが有するノウハウが必要となるため、本件業務の履行は同社のみが可能。	自治法 施行令 第2号	1,323,300	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年4月～令和5年9月契約分）

契約担当課・連絡先	市民文化スポーツ局自然史・歴史博物館普及課	093-681-1011
-----------	-----------------------	--------------

件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
「いのちのたび博物館」アドボード作成・業務委託	株式会社ギラヴァンツ北九州 代表取締役 石田 真一	2,750,000	令和5年4月1日	「ギラヴァンツ北九州」のホームスタジアムであるミニワールドスタジアム北九州にアドボード（広告板）を掲示することは、一度に数千人規模の来場者に対する継続的かつ直接的なPRが可能となるだけでなく、映像中継を通じて全国の視聴者に対してPRすることができる。 当該場所を使用する権利を有する株式会社ギラヴァンツ北九州以外では当該業務を履行できないため、特命とするもの。	自治法 施行令 第2号	非公表（特命随意契約で、継続性がある）	

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年4月～令和5年9月契約分）

契約担当課・連絡先	市民文化スポーツ局松本清張記念館事務局	093-582-2761
-----------	---------------------	--------------

件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
松本清張記念館昇降機設備保守業務委託	三菱ビルソリューションズ株式会社 北九州支店	月額 165,000	令和5年4月1日	当該業者は、当館の昇降機を設置した業者の設備を扱う唯一のメンテナンス会社である。そのため、機器等に精通した専門技術者を擁しており、故障時に迅速に対処できる。また、昇降機設置時により、定期的な点検に加え、昇降機を最良の状態に保つために必要なメンテナンスを含むフルメンテナンス契約を締結している。	自治法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	総額1,980,000円
令和5年度松本清張研究事業実施業務	松本清張研究会	3,091,460	令和5年7月13日	当館における基本コンセプトの一つである「松本清張研究センター事業」の重要な柱として松本清張研究事業（松本清張研究奨励事業及び研究誌発行業務）が位置付けられる。 松本清張研究奨励事業は、松本清張の「人間と作品」やその他関連の研究を全国に広く奨励するものであり、研究誌『松本清張研究』の企画・発行事業は松本清張研究の発表の場を提供すると共に第一線の研究者の執筆により研究をリードするものである。 これらの実施にあたっては、共に高度な文学的素養や研究実績、企画編集等の専門的経験が不可欠であり、松本清張や北九州の文芸風土に熟知していることも求められる。加えて、当該事業は平成10年度の開館以来継続して実施しており、過去の業務との整合性を確保することも必要である。 松本清張研究会は、当該事業の趣旨を理解し研究・運営について十分な能力と資質を備えた会員で構成される組織であり、当該事業の履行が可能である相手方は同研究会に限られ、また当初より当該事業の委託を受け適正に業務を執行し実績を積んでいる。 以上より、同研究会と特命随意契約締結するものである。	自治法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	
松本清張記念館令和5年度特別企画展制作運営業務	株式会社朝日広告社	3,091,000	令和5年7月1日	当館の令和5年度の特別企画展を実施するにあたり、当館の提示する企画書に沿ってポスター・チラシ・企画展図録及び企画展の展示内容について、コンセプトの統一及び経費削減のため専門的かつ高度な企画力を必要とする。 上記の理由により、当該業務の委託先の選定にあたっては、本市が仕様を決定するよりも優れた成果が期待できる「企画・デザインプロポーザル方式」を採用した。その結果、最も優れていた株式会社朝日広告社と特命随意契約を締結した。	自治法施行令第2号	3,100,000	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年4月～令和5年9月契約分）

契約担当課・連絡先	市民文化スポーツ局 文学館事務局	093-571-1505
-----------	------------------	--------------

件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
第10回林芙美子文学賞受賞作品掲載等業務	株式会社朝日新聞出版	5,005,000	令和5年7月26日	より力を持った書き手を発掘するため、最終選考委員とも協議のうえ、応募作の規定枚数を400字詰め原稿用紙70枚以上120枚以内として、短編から中編作品まで募集を行う。「文学の新たな才能を発掘する」「文壇へのデビューの道筋をつける」という事業目的を達成するため、その趣旨に添う受賞作品掲載誌を検討した結果、「小説トリッパー」（朝日新聞出版）とした。他の主要文芸誌はいずれも独自に公募文学賞を主催しており、競合する文学賞受賞作の掲載は行っていない。また、掲載にとどまらず、事前告知や選考に係る業務の補助など、本事業の目的を推進するため体制をとれる文芸誌が同誌の他にない。以上のことから、発行元である株式会社朝日新聞出版と特命による随意契約を締結した。	自治法 施行令 第2号	5,005,000	
第33回特別企画展「写真と文学でたどる日本の世界遺産」展示等業務	株式会社クレヴィス	4,000,000	令和5年9月1日	第33回特別企画展「写真と文学でたどる日本の世界遺産」を開催するにあたり、株式会社クレヴィスが企画展及び展示に係る権利を所有しており、本企画展は株式会社クレヴィス以外が実施することは不可能である。 当該企画及び展示物がなければ事業を実施できないため、本業務について受託が唯一可能な株式会社クレヴィスと特命による随意契約を締結した。	自治法 施行令 第2号	4,000,000	
第32回特別企画展「長野ヒデ子の絵本と紙芝居展」展示等業務	株式会社メディアリンクス・ジャパン	4,946,920	令和5年5月12日	第32回特別企画展「長野ヒデ子の絵本と紙芝居展」を開催するにあたり、株式会社メディアリンクス・ジャパンが企画展及び展示に係る権利を所有しており、本企画展は株式会社メディアリンクス・ジャパン以外が実施することは不可能である。 当該企画及び展示物がなければ事業を実施できないため、本業務について受託が唯一可能な株式会社メディアリンクス・ジャパンと特命による随意契約を締結した。	自治法 施行令 第2号	4,946,920	

随意契約結果一覧表（令和5年4月～令和5年9月契約分）

契約担当課・連絡先	市民文化スポーツ局 文学館事務局	093-571-1505
-----------	------------------	--------------

件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
第15回子どもノンフィクション文学賞広告掲載等業務	株式会社朝日学生新聞社	2,138,889	令和5年5月1日	より多くの作品を募るため、小中学生を対象とした全国紙に作品募集の広告を掲載するとともに、全国の小中学校に当文学賞を周知するための広告を作成し送付する業務について、国内の小中学生を対象とした全国紙（朝日学生新聞、毎日小学生新聞、読売KODOMO新聞）の3紙すべてに確認したところ、当該業務への対応が可能であるのは朝日学生新聞社のみであったため、本業務について、受託が唯一可能な市外業者である朝日学生新聞社と特命による随意契約を締結した。	自治法 施行令 第2号	2,138,889	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年4月～令和5年9月契約分）

契約担当課・連絡先		漫画ミュージアム事務局		093-512-5077				
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考	
「漫画ミュージアム」アドボード作成・掲出業務委託	株式会社ギラヴァンツ北九州	3,850,000	令和5年4月1日	Jリーグに所属する「ギラヴァンツ北九州」のホームスタジアムであるミニワールドスタジアム北九州にアドボード(広告板)を掲示することは、一度に数千人規模の来場者に対する継続的かつ直接的なPRが可能となるだけでなく、映像中継を通じて全国の視聴者に対してPRすることができる。 上記のことから、「漫画ミュージアム」のアドボード(広告板)を掲示し、広くPRため、当該場所を使用する権利を有する(株)ギラヴァンツ北九州以外では当該業務を履行できないため、特命により業務を委託する。	自治法 施行令 第2号	非公表 (特命随意契約 で、継続性がある)		
「鬼灯の冷徹原画展 地獄資料館」実施に関する業務委託	株式会社 松屋	4,873,000	令和5年6月15日	北九州市漫画ミュージアムで開催する企画展「鬼灯の冷徹原画展 地獄資料館」は、(株)松屋が企画立案、作品の貸出、展示物・広報物の許諾元との調整を行う展覧会であり、同社と契約しなければ、本展覧会を開催することができない。よって、本業務を特命で委託するもの。	自治法 施行令 第2号	非公表 (公表することにより、業務の円滑な遂行に支障を及ぼす特別の事情がある)		
令和5年度漫画ミュージアム保守点検業務委託	株式会社丹青社	2,090,000	令和5年7月1日	本業務は、既存のシステム機器と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど業務の履行を達成できなくなるため、製作業務委託を実施した同社に委託するもの。	自治法 施行令 第6号	非公表 (特命随意契約 で、継続性がある)		

随意契約結果一覧表（令和5年4月～令和5年9月契約分）

契約担当課・連絡先			漫画ミュージアム事務局		093-512-5077		
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
令和5年度北九州市漫画ミュージアム設備・清掃管理業務	小倉興産株式会社	6,798,000	令和5年4月1日	漫画ミュージアムはあるあるCity内にあり、建物全体を一体的に維持管理しなければ業務上支障が生じるため、建物全体を維持管理している同社に委託するもの。	自治法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

- 自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
- 特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号